

第110回米子市農業委員会農地部会議事録 (概要)

招集年月日 平成26年5月8日(木)

招集場所 米子市役所 401会議室

開 会 午後1時30分

出席委員

1番	伊塚 定弘委員	2番	石橋 明広委員	3番	田邊 雄一委員	4番	大縄 敬次委員
5番	松原 幹人委員	6番	松林 貢委員	7番	佐々木知俊委員	8番	山中 春夫委員
10番	船岡 市秋委員	11番	安田 浩委員	12番	唐来 新市委員	13番	安達 卓是委員
14番	精山 悦子委員	15番	高田 衛委員	16番	高西 史郎委員	17番	吉澤 一誠委員 (部会長)

欠席委員 9番 木澤 純一委員

事務局 仲田会長 田村事務局長 大許事務局長補佐 山本主任 長谷川主任

日 程

- 1 農地法各条申請地現地調査
- 2 部会長あいさつ
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 議事
 - (1) 農地法各条申請審議等
 - ア 第5号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について
 - イ 第6号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について
 - ウ 第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について
 - エ 第8号 米子市農用地利用集積計画の決定について
- 5 報告事項
 - (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について

- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6号の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地転用現況確認書の交付について
- (6) 県農業会議会議員の事務報告
- (7) その他

開 会 午後1時30分
(農地法各条申請地現地調査)

議長 (吉澤委員)

時間には早いようですが、皆さん席に着かれましたので、始めたいと思います。田んぼや畑も忙しくなって、何かと気ぜわしい時期となりました。ただいまから、第110回農地部会を開きます。

最初に、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 (吉澤委員)

それでは、議席番号3番の田邊雄一委員と議席番号4番の大縄敬次委員にお願いしたいと思います。

また、木澤委員ですが、急用が出来たということで欠席です。

それでは審議に入ります。初めに、3ページの議案第5号をお願いいたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

4ページ、番号3の和田町について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。最初に訂正がありまして、3条申請理由書の1ページ、議案4番、葭津をご覧ください。取得後の面積を8.9aと記載しておりますが、ここを8.4aと訂正をお願いします。同じく3条申請理由書2ページ、議案5番、葭津の面積10.1aと記載しておりますが、9.8aに訂正をお願いします。大変申し訳ございませんが、よろしくをお願いします。それでは、番号3の和田町について説明いたします。

詳細は議案のとおりです。本件は新規就農者である譲受人が、祖父から農地を贈与により取得しようとするものです。取得後の経営面積は5.5aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくご願ひいたします

議長（吉澤委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

1.3番（安達委員）

新規就農者の譲受人が、祖父である譲渡人から贈与によって、4筆、農地2,173㎡を取得しようとするものです。

許可要件については、特に問題ないと思われますのでよろしくをお願いします。

議長（吉澤委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号4、番号5の葭津につきましては関連しますので一括して、事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号4番及び5番について一括して説明します

本件は、農地交換の案件で、議案10ページの農地法第5条議案6番と関連しています。

譲受人は、譲渡人が所有している農地を、耕作を目的として取得し、代わりに自分が所有している農地を譲渡人が取得した上で、資材置場及び社員の駐車場に転用しようとするものです。

農地転用の議案の詳細につきましては、後ほど、議案を審議いただく際に地元の農業委員さんから説明をいただきたいと思えます。

交換後の経営面積は4番の譲受人が84アール、5番の譲受人が98アールとなります。別紙3条申請理由のとおり、番号4番及び番号5番については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（吉澤委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

2番（石橋委員）

この農地ですが、現地調査の2番目に見てもらいました場所、海岸沿いの5条関連の所です。農地法第5条の農地転用議案と関連していますが、転用の内容につきましては後で説明いたします。

4番及び5番については、4番の譲受け人が、譲渡人より農地531㎡を交換により取得し、5番の譲受人が、譲渡人より農地477㎡を交換により取得しようとするものです。

下限面積などの許可要件については、特に問題ないと思われますのでよろしくお願ひします。

議長（吉澤委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号6河崎について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号6の河崎について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は譲受人が、叔父から農地を贈与により取得しようとするものです。取得後の経営面積は37aとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします

議長（吉澤委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

8番（山中委員）

譲渡人である〇〇さんが、もう米子に帰る気持ちがないということで、譲受人が、叔父である譲渡人から贈与で農地740㎡を取得しようとするものです。

譲受人、本人に聞きましたら、農地として利用したい、保全していくということですので、よろしく願いします。

議長（吉澤委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号7彦名町について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号7番の彦名町について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は譲受人が父から農地を贈与により取得しようとするものです。取得後の経営面積は188aとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします

議長（吉澤委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

11 番（安田委員）

こないだの連休の時に、申請人に案内していただき、現地を確認しました。すべて耕作してありまして、問題ありませんでした。譲受人が、父である譲渡人から贈与で農地 18,075㎡を取得しようとするものです。許可要件については、特に問題ないと思われまますのでよろしくお願いします。

議長（吉澤委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号8 淀江町平岡について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号8 番の淀江町平岡について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は譲受人が父から農地を贈与により取得しようとするものです。取得後の経営面積は84a となります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします

議長（吉澤委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

12 番（唐来委員）

さきほど、事務局より説明があったとおりです。譲受人が、父である譲渡人から贈与で農地 8,685㎡を取得しようとするものです。きれいに保全してあり、なんら問題ありません。許可要件については、特に問題ないと思われまますのでよろしくお願いします。

議長（吉澤委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長 (吉澤委員)

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号9 淀江町福井について、事務局から説明をお願いします。

事務局 (山本主任)

失礼します。番号9 番の淀江町福井について説明いたします。詳細は議案のとおりです。譲渡人は夫が亡くなり、農地を相続しましたが、自分も高齢で耕作ができないため、隣を耕作している譲受人が、農地を贈与により取得しようとするものです。取得後の経営面積は241a となります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします

議長 (吉澤委員)

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

12番 (唐来委員)

ただ今、事務局より説明されたとおりです。申請地の隣の筆を耕作している譲受人が、高齢で自分では耕作ができない譲渡人より贈与で農地610㎡を取得しようとするものです。許可要件については、特に問題ないと思われまますのでよろしくお願いたします。

議長 (吉澤委員)

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

17番 (高西委員)

これは、親戚関係ではないですか。〇〇さんと〇〇さんは。

12番 (唐来委員)

親戚ではありません。全く他人です。今、〇〇さんというのは、お母さんといいますか、おばあさんというのですか、一人でおられて、こちらには留守みたいにしておられます。土地の所在は福井の水源の傍の所です。

17番（高西委員）

どんな関係だろうかと思って。例えば、〇〇さんがずっと作っていて、売ろうと思って買おう人もいないしということかなと思って。

事務局（長谷川主任）

申請にこられた時に聞きましたら、親戚関係はないということでした。

旦那さんが亡くなり、最近相続したが、〇〇さんも高齢で耕作できないし、隣地を耕作されている〇〇さんへということから、贈与ということになったということです。

議長（吉澤委員）

その他、何かありますか。異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、7ページ議案第6号をお願いいたします。農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

8ページ、番号1の大篠津町について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

2番（石橋委員）

1番の議案について説明します。現地調査の3番目に見てもらいました、大篠津の道端の細長いところですよ。

申請者は議案のとおりです。申請地は、大篠津町の畑で面積は31.7㎡です。申請人は、歩行者の安全の確保や交通の利便性の向上を図るため、申請地を道路として整備することを計画したものです。実行組合の排水同意、隣接耕作者の同意、土地改良区の同意もあります。道を挟んで反対側に、ご自身、申請者の土地があり、ゆくゆくは住宅を建てたいと、家の前の道は広い方がいいなということがありまして、こういう申請を出されたものです。

宅地化の状況が、住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ヘクタール未満であるため、第2種農地に該当すると思われます。

転用については、問題ないと思われますのでよろしく申し上げます。大篠津の本池委員さんからも、よろしくということでした。

議長（吉澤委員）

ただ今、番号1について、地元委員さんから説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長 (吉澤委員)

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、9ページ、議案第7号をお願いいたします。農地法施行令第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第15条第2項において準用する、第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

そうしますと、10ページ、番号5の上安曇について、地元委員さんから説明をお願いします。

15番 (高田委員)

5番の議案について説明します。現地調査の一番最後に見てもらった所です。申請地は、上安曇の畑で面積は468.61㎡です。

申請人は、別な場所に、借地にて農業用施設を所有していましたが、借地に建ててある既存の農業用施設の撤去を求められたため、申請地に新たに農業用施設の建築を計画し、農地を求めたものであります。

隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意もあります。

中山間地域などに存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であるため、第2種農地に該当すると思われま。

農業用施設の建築であり、転用については、問題ないと思われましますのでよろしくをお願いします。

議長 (吉澤委員)

ただ今、番号5について、地元委員さんからの説明がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長 (吉澤委員)

異議がないようですので、許可と決定いたします。

そうしますと、番号6の葭津について、地元委員さんから説明をお願いします。

2番（石橋委員）

6番の議案について説明します。3条申請の4番、5番の関連でございます。3条申請と5条申請で交換した土地に申請するものです。申請者は議案のとおりです。申請地は、葭津の畑で面積は981㎡です。本件は、農地法第3条議案4番及び5番と関連しています。申請人は、不足している従業員の駐車場及び真砂土、砕石置き場の確保のため、自分が所有している農地との交換により申請地を取得し、駐車場と資材置場の整備を計画したものです。

実行組合の排水同意、隣接耕作者の同意、土地改良区の同意もあります。

住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ヘクタール未満であるため第2種農地に該当すると思われま。

転用については、問題ないと思われましますのでよろしくお願いま。

議長（吉澤委員）

ただ今、番号6について、地元委員さんの説明がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

そうしますと、異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたしま。

続きまして、11ページ、番号7の大崎について、地元委員さんから説明をお願いま。

2番（石橋委員）

7番の議案について説明しま。

申請者は議案のとおりです。申請地は、大崎の畑で面積は81.91㎡です。

申請人は不足している来客用駐車場を確保するため、申請地を取得し駐車場への整備を計画したものです。土地改良区の同意、実行組合の排水同意もあります。住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ヘクタール未満であるため第2種農地に該当すると思われま。

転用については、問題ないと思われましますのでよろしくお願いま。

議長（吉澤委員）

ただ今、番号2について、地元委員さんの説明がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長 (吉澤委員)

そうしますと、異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、12ページ、議案第8号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、別紙農用地利用集積計画(案)について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めます。今月は転貸を除く利用権設定が62件ございます。

審議に入りたいと思いますが、農業委員会等に関する法律第24条第2項に基づき、この案件の当事者である大縄委員の退席を求めます。

(大縄委員退席)

議長 (吉澤委員)

そういたしますと、15ページ、番号5-1について事務局説明をお願いいたします。

事務局 (大許事務局長補佐)

転貸を除く利用権設定各筆明細について説明いたします。

今月は、田に関するものが、105筆 137,635.43㎡、畑に関するものが、29筆 32,766㎡ございます。

番号5-1は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、275aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 (吉澤委員)

ただ今、事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長 (吉澤委員)

異議がないようですので、決定といたします。番号5-1の審議を終了しましたので、大縄委員の着席を求めます。

(大縄委員着席)

議長 (吉澤委員)

それでは、15ページ、利用権設定各筆明細について、番号5-2から、28ページ、番号5-62までを一括して審議いたします。
事務局から説明をお願いいたします。

事務局（大許事務局長補佐）

番号5-2は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、97aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号5-3から番号5-18までは、再設定でございます。

番号5-19は、借人の要望による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、439aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号5-20は、再設定でございます。

番号5-21は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、94aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号5-22から番号5-30までは、再設定でございます。

番号5-31は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、564aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号5-32は、貸人の農業廃止に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、286aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号5-33は、貸人の兼業による経営縮小での設定となっており、借人の設定後の経営面積は、573aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号5-34から番号5-38までは、再設定でございます。

番号5-39は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、299aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号5-40は、貸人の農業廃止に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、256aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号 5-41 は、借人の要望による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、123 a となっており、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 5-42 は、再設定となっており、

番号 5-43 は、借人の要望による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、37 a となっており、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 5-44 は、貸人の農業廃止に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、114 a となっており、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 5-45 は、貸人の農業廃止に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、309 a となっており、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 5-46 は、借人の要望による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、309 a となっており、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 5-47 から番号 5-48 までは、再設定でございます。

番号 5-49 は、貸人の兼業による経営縮小での設定となっており、

番号 5-50 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、番号 5-51 は、貸人の農業廃止に伴う設定となっており、番号 5-48 から番号 5-51 の、借人の設定後の経営面積は、5,376 a となっており、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 5-52 は、貸人の農業廃止に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、66 a となっており、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 5-53 は、再設定となっており、

番号 5-54 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、108 a となっており、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 5-55 から番号 5-56 までは、再設定でございます。

番号 5-57 は、貸人の病気等での労力不足による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、51 a となっており、農業

経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号5-58は、再設定となっております。

番号5-59は、借人の要望による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、88aとなっております。

番号5-60は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、195aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号5-61は、借人の要望による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、23aとなっております。営農計画書が提出されております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号5-62は、再設定となっております。

議長（吉澤委員）

ただ今、事務局から番号5-2から番号5-62まで説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、決定いたします。

審議事項は以上でございます。それでは、続いて報告事項に移ります。

30ページ、（1）農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について、番号40から番号41、年度が変わりまして、番号1から番号2の4件を受理しております。

32ページ、（2）農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、番号79から番号80、年度が変わりまして、番号1から番号4の6件を受理しております。

34ページ、（3）農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について番号70から番号72、番号1から番号6の9件を受理しています。

37ページ、（4）非農地現況証明について、番号34から番号38の5件を証明しています。

38ページ、（5）農地転用現況確認書交付について、番号90から番号92、番号1の4件を交付しています。

続きまして、会長の方から、県農業会議 会議員の事務報告をお願いします。

仲田会長

(県農業会議 会議員の事務報告)

議長 (吉澤委員)

本日、予定していました審議は以上のおりですが、議題などの追加はありませんか。
ないようですので、それでは、事務局から連絡事項があれば説明してください。

事務局 (大許事務局長補佐)

(連 絡 事 項)

議長 (吉澤委員)

そういたしますと、これをもちまして、第 110 回農地部会を終了します。

閉 会 午後 3 時 5 7 分